

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルの運用について

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実及び処方医や看護師、保険薬局の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を運用します。

運用にあたっての条件、留意事項

- ・ プロトコルの趣旨や詳細について十分理解した上で、苫小牧市立病院（以下「病院」という。）と苫小牧薬剤師会が合意書（様式1）を交わしていること。
- ・ 苫小牧薬剤師会に所属している調剤薬局の薬剤師は、プロトコルの趣旨や詳細について十分理解し、患者に服用方法・安定性、価格等について十分な説明を行い、同意を得た場合に限る。
- ・ 下記の疑義照会不要例については、疑義照会を省略して処方を変更することができる。
《 ①から④までは、疑義照会簡素化プロトコル 処方修正報告書（以下「トレーシングレポート」という。様式2）を不要とし、⑤から⑨までは、必要とする。 》
- ・ 処方内にプロトコルで運用しない旨の医師のコメントがある場合は、その指示に従うこと。

記

- ① 品目変更：同一成分であれば変更可（先発、後発は問わないが後発品を優先）
 - （ア）後発品のない先発→先発、後発→先発への変更も可能
 - 1 グラクティブ錠→ジャヌビア錠
 - 2 モンテルカスト錠→キプレス錠 →シングレア錠
- ② 剤形変更：同一成分で用法が変わらない場合のみ同一グループ内での変更可（一般名処方に準ずる）
 - （ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔崩壊錠）、カプセル、丸剤
 - （イ）散剤、顆粒剤、末剤、ドライシロップ（内服固形剤）
 - （ウ）液剤、シロップ剤、ドライシロップ（内服液剤の場合）
 - （エ）軟膏、クリームは基剤が変わるため変更不可
- ③ 規格変更
 - （ア）内服の別規格がある場合、総量が同じであれば変更可
 - 1 （2.5mg）2錠 → （5mg）1錠
 - 2 （2.5mg）1錠 → （5mg）0.5錠
 - 3 （100mg）0.5錠 → （50mg）1錠
 - （イ）軟膏も総量が同じであれば変更可
 - 1 （5g）5本 → （25g）1本

④ 配合剤

(ア) 単剤 2 剤 → 配合剤への変更可、またはその逆

1 テルミサルタン 40 mg＋アムロジピン 5 mg→テラムロ AP

2 アスピリン 100 mg＋ランソプラゾール 15 mg→タケルダ配合剤

⑤ 日数適正化

(ア) 『1日おき』や『月水金』の指示のある薬、『週一回』『月一回』で服用する薬が、連日服用する薬と同日で処方されている場合は、指示にあわせ変更可

(イ) 連日服用する薬の日数と外用薬の日数が不一致の場合の日数調整可

(内服薬が56日分で処方されているが、イソソルビドテープが49日分で処方されている場合にイソソルビドテープを56枚へ修正可)

(ウ) ハリゾンシロップ: 常水で 21 倍希釈の指示がある場合、1週間あたり 24ml(1 瓶)へ用量を変更可
ハリゾンシロップ(21 倍希釈) 4ml/7日 → 4ml/6日

(エ) リベルサス錠: 奇数日処方から偶数日処方への変更可

(製剤上、防湿、遮光シートのためハサミで切る事ができないため)

⑥ アドヒアランス向上のため指示の追加

(ア) 1 包化指示(患者、家族の希望やアドヒアランス不良への対応)

(イ) 粉碎、混合(安定性データを確認の上、変更可)

⑦ 口頭指示の用法、コメント追加

(ア) 医師の指示通りなど口頭などで指示されている場合、用法やコメントを追記

例 湿布剤などの使用部位の追加

⑧ 明らかな用法間違い(添付文書上、用法が固定されており用法違いにより著しい薬効減弱等の薬学的解釈が明確な場合)

(ア) ボグリボース(0.3 mg) 3 錠/3x 食後 → 食直前

(イ) アレンドロン酸ゼリー(35 mg) 1 錠/朝食後 → 起床時

(ウ) グーフィス(10) 2T/朝食後 → 朝食前

⑨ 残薬調節(麻薬、抗がん剤、覚せい剤原料、向精神薬は除く)

投与日数の短縮可。(投与日数延長については変更不可)

調剤薬局 : お薬手帳などを活用し修正内容を記載する。

⑤から⑨までは、トレーシングレポートで病院薬剤部へ報告する。

薬剤部 : トレーシングレポートを受け取り

⑤から⑧までは、必要に応じ病院薬剤部で処方を修正する。

⑨は、Do 処方間違いの原因となるため、病院薬剤部で処方の修正は行わない。

トレーシングレポートは、修正内容とともに医師へ提出する。